



簡易サウナ設備の新設等についてー豊田市火災予防条例改正



1 条例改正の背景

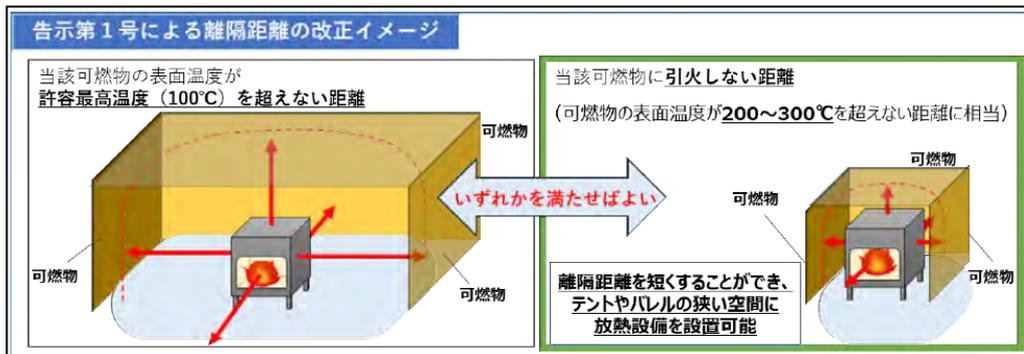
近年のサウナブームを背景に、従来は浴場等の建物内に固定して設置されるサウナ設備とは異なり、屋外でテント等に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備が増加していることから、テント型やバレル型サウナの構造等に応じた基準になるように改正しました。

2 主な改正内容（豊田市火災予防条例第7条の2及び第7条の3）

（1）簡易サウナ設備【新設】

屋外等に設けるテント型又はバレル型（円筒形）サウナ室に設ける放熱設備（サウナストーブ）であり、定格出力6キロワット以下で、かつ、薪又は電気を熱源とするものを「簡易サウナ設備」として定義しました。

ア 簡易サウナ設備と周囲の可燃物との間の離隔距離の整備



（注）必要な離隔距離は、各製品の仕様書等を確認してください。

イ 安全を確保する装置等に係る規定の整備

従来のサウナ設備同様、温度異常時に作動する遮断装置を設ける必要があります。ただし、薪ストーブは、消火器の設置により、温度異常遮断装置の代替が可能です。

（2）一般サウナ設備

簡易サウナ設備以外のサウナ設備を「一般サウナ設備」として定義しました（簡易サウナ設備以外のサウナ設備は、全て一般サウナ設備）。

（3）消防長への届出

簡易サウナ設備は、一般サウナ設備と同様に届出が必要となります。（個人が私生活の用に供するために設けるものを除く。）

3 施行日

令和8年3月31日



【お問い合わせ先／予防課 査察・建築物担当】

電話番号（0565）35-9707

MAIL shoubou-kenchiku@city.toyota.aichi.jp

